

前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針

改訂案

～子どもたちの夢を育む学校づくりに向けて～

令和 6 年 10 月 現在

前 橋 市 教 育 委 員 会

I 基本方針改訂にあたって

1 基本方針改訂の趣旨

児童生徒のよりよい教育環境の整備と、教育の質のさらなる充実を目的とした学校の適正規模及び適正配置を推進するため平成20年8月に策定した「前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針」（以下、「基本方針」という。）をもとに取組を進めてきたが、策定から10年以上が経過しており、少子化の進展などを背景に児童生徒を取り巻く環境が大きく変化してきている。そこで、現状や今後の見通しに即して基本方針を改訂することとする。

2 基本方針改訂の背景

本市では昭和40年代以降の児童生徒の急増期から昭和60年代以降の減少期へ移行する過程において、多くの小中学校で小規模校化が進んできており、今後、現在の学校数を維持した場合、さらなる小規模校化の進行が見込まれた。

小中学校のさらなる小規模校化は、近年の子どもたち（学校）を取り巻く社会状況の変化、国際化等を考えると、児童生徒の社会性の育成、多様な学習活動や集団活動の展開、さらには学校運営において様々な問題を生じさせる危惧があった。

こうした現状を受け、前橋市教育委員会（以下「市教委」という。）は平成18年度から学校の適正規模・適正配置への取組をスタートさせ、平成19年11月には「前橋市立小中学校の適正規模・適正配置に係る諮問委員会」による答申を受けた。その後、平成20年8月に基本方針を策定し、第二中と第四中の統合をはじめとした各種取組を進めてきたところである（これまでの取組については、P2これまでの経緯を参照）。

その後、基本方針の策定から10年以上が経過し、少子化の進展やICT教育の推進など、児童生徒を取り巻く環境は大きく変化した。これに加え、平成27年1月には、文部科学省が「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（以下「国の手引」という。）を策定し、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等が示された。

こうした状況の変化に対応するため、市教委内で令和5年度から検討委員会を設置し、庁内関係所属とともに基本方針の改訂について再度検討することとなった。令和6年5月には「前橋市立小中学校の適正規模・適正配置に係る諮問委員会」を改めて設置し、令和6年10月に中間答申を受けたところである。

市教委では、これらの状況を踏まえた上で、将来を見据え、答申を尊重しつつ、市民合意の中で、「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に社会を創る人」という本市の教育が目指す人間像を実現できる教育環境を整備し、教育の質の充実を図るという視点に立ち、ここに基本方針（改訂版）を示すこととしたものである。

なお、学校の適正規模・適正配置は、当該校の児童生徒、保護者、地域住民の十分な理解と、互いの共通認識の下に協議を行い、様々な課題を解決しながら、円滑に進められな

ければならない。

したがって、本基本方針を示すことで、多くの関係者の方々に小中学校の適正規模・適正配置についてご理解いただくとともに、市教委は基本方針に則り児童生徒数の推移を注視し、よりよい方策の検討を継続するものとする。

■前橋市立小中学校の適正規模・適正配置に関するこれまでの経緯

平成18年12月～前橋市立小中学校の適正規模に係る諮問委員会を8回開催

平成19年 6月 中間答申

平成19年11月 答申

平成20年 8月 前橋市立小中学校の適正規模・適正配置基本方針を策定

平成23年 4月 東小（大規模校）の新入生のうち希望者は大利根小への入学を認める

平成23年 4月 第二中（小規模校）と第四中（小規模校）を「みずき中」として統合

平成27年 4月 嶺小（小規模校）と芳賀小（適正規模校）を「芳賀小」として統合

平成28年 4月 桃井小（小規模校）と中央小（小規模校）を「桃井小」として統合

平成29年 4月 朝倉小（小規模校）と天神小（小規模校）を「わかば小」として統合

令和 3年 4月 春日中（小規模校）と広瀬中（小規模校）を「明桜中」として統合

3 基本方針（改訂版）の適用期間

基本方針（改訂版）の適用期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とする。

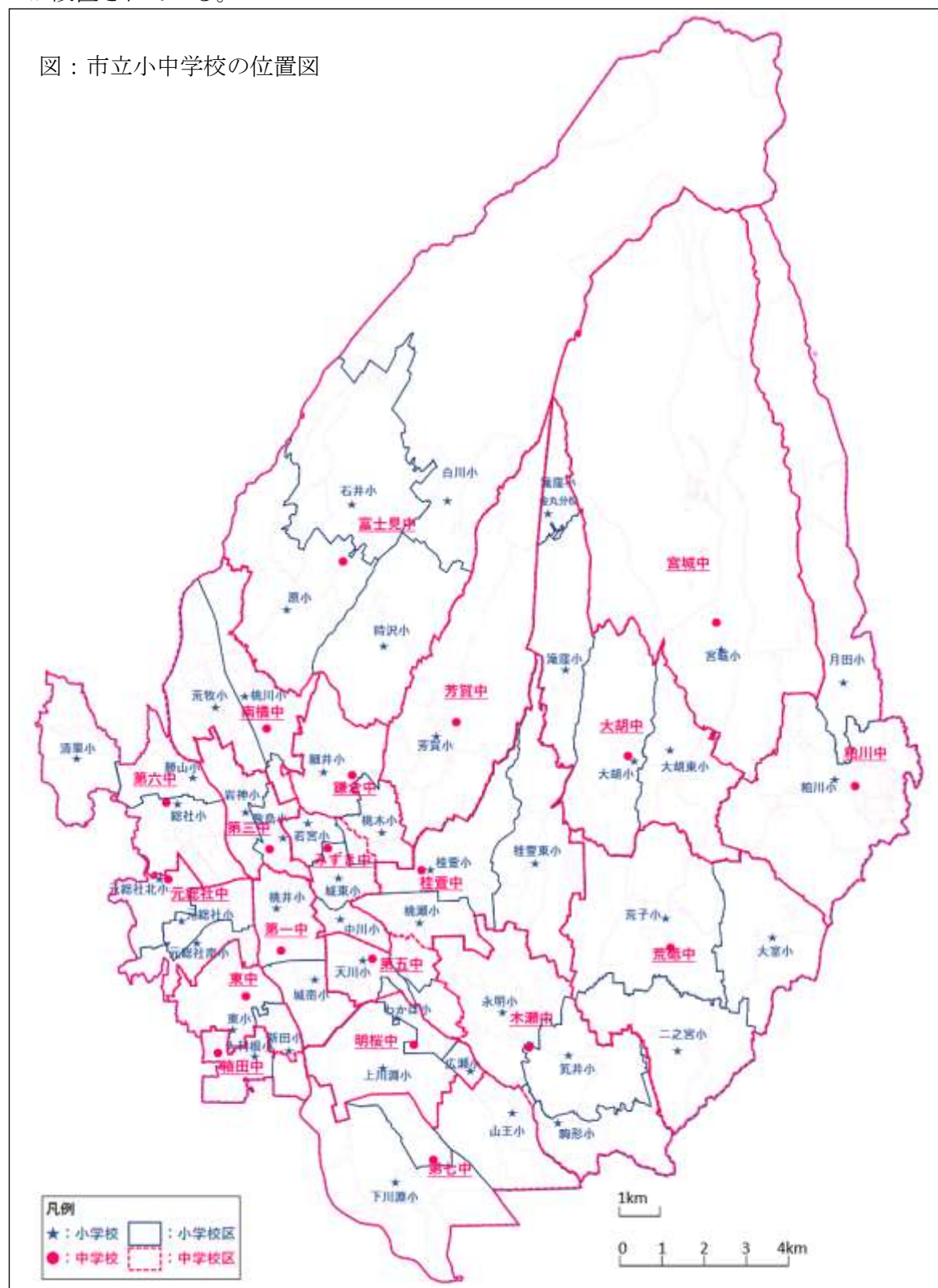
なお、社会情勢の変化や児童生徒数の実情などに対応するため、令和12年度を目途に見直すものとする。

II 前橋市の現状

1 小中学校の位置

令和6年10月1日現在、市内に小学校46校（分校除く）、中学校20校（分校除く）が設置されている。

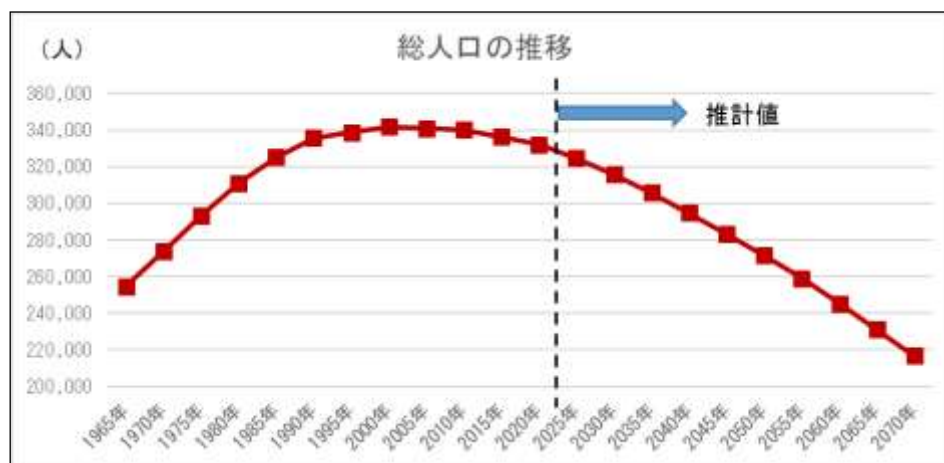
図：市立小中学校の位置図



2 人口推移

(1) 総人口の推移と将来推計

前橋市の人口は、高度経済成長期を経ながら増加を続け、2000年（平成12年）に341,738人となった後、減少局面へと突入しており、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の推計によれば、現状のまま人口減少が進んだ場合、2050年（令和32年）には271,548人、2070年（令和52年）には216,843人となると推計されている。



出典：国勢調査

年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
人口	254,595	273,864	293,135	311,121	325,304	335,704	338,845	341,738	340,904	340,291	336,154
年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年
人口	332,149	324,620	315,720	305,810	294,833	283,266	271,548	258,961	245,329	231,013	216,843

※1965年から2020年までは実績値、2025年以降は社人研による推計値

(2) 出生数の推移

前橋市の出生数は、1994年（平成6年）に3,593人であったが、減少傾向にあり、2022年（令和4年）は2,071人となっている。



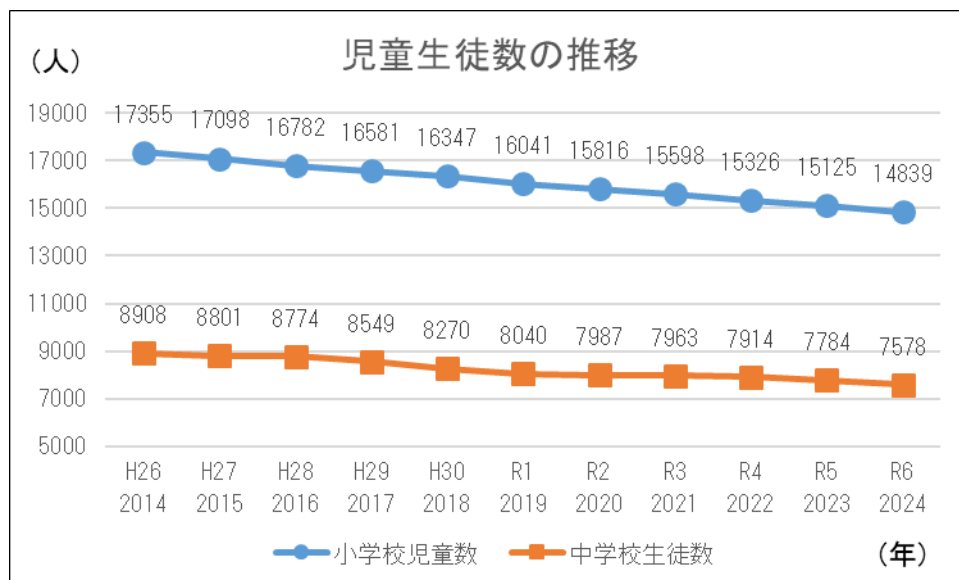
出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査

3 児童生徒数・学級数の推移

(1) 児童生徒数の推移（みやま分校除く）

令和6年度の小学校の児童数は14,839人、10年前と比較すると、平成26年度の児童数17,355人から2,516人減少（14.5%減少）している。

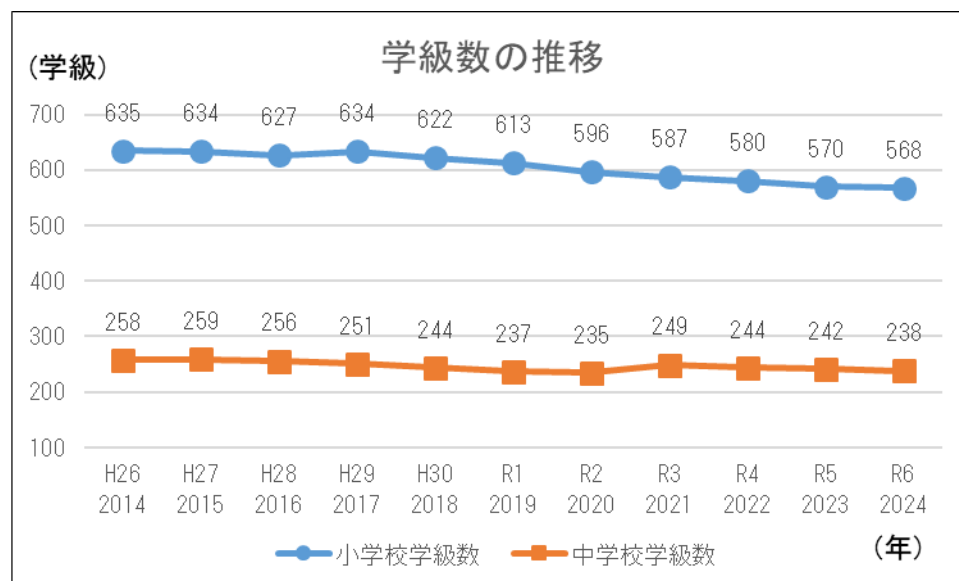
また、令和6年度の中学校の生徒数は7,578人、10年前と比較すると、平成26年の生徒数8,908人から1,330人減少（14.9%減少）している。



(2) 学級数の推移（みやま分校除く。通常学級のみ）

令和6年度の小学校の学級数は568学級であり、10年前と比較すると、平成26年度の学級数635学級から67学級減少（10.6%減少）している。

また、令和6年度の中学校の学級数は238学級であり、10年前と比較すると、平成26年度の学級数258学級から20学級減少（7.8%減少）している。

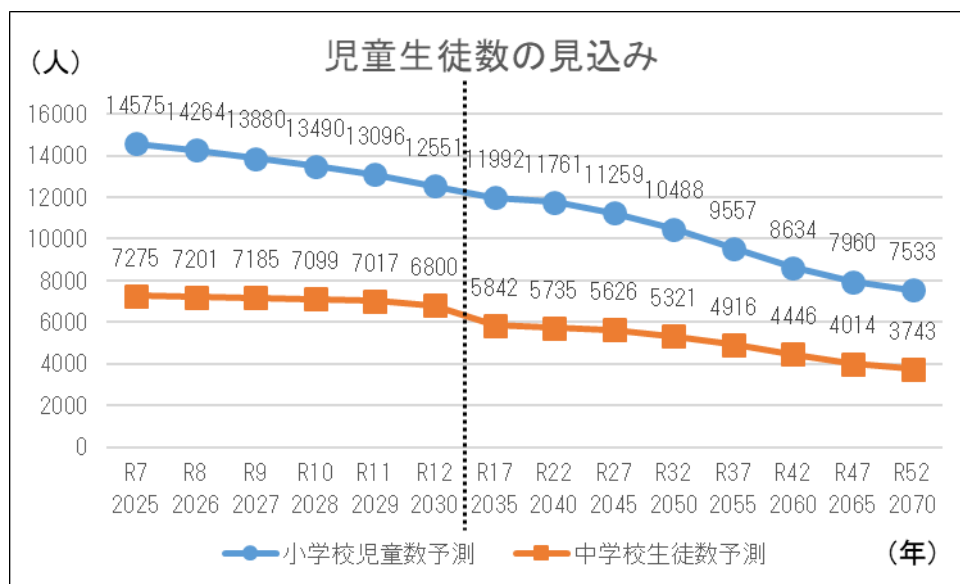


4 児童生徒数・学級数の見込み

(1) 児童生徒数の見込み（みやま分校除く）

小学校の児童数は、令和7年の14,575人から令和12年は12,551人となり、令和32年には10,488人、令和52年には7,533人となることを見込まれる。

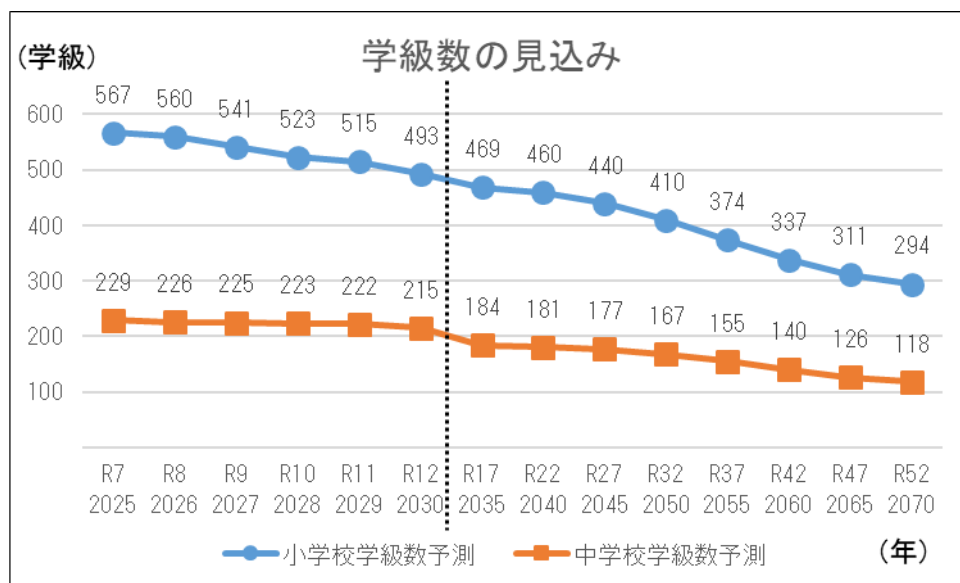
また、中学校の生徒数は令和7年の7,275人から令和12年は6,800人となり、令和32年には5,321人、令和52年には3,743人となることを見込まれる。



(2) 学級数の見込み（みやま分校除く。通常学級のみ）

小学校の学級数は、令和7年の567学級から令和12年は493学級となり、令和32年には410学級、令和52年には294学級となることを見込まれる。

また、中学校の学級数は令和7年の229学級から令和12年は215学級となり、令和32年には167学級、令和52年には118学級となることを見込まれる。



＊令和 7 年度から令和 1 2 年度までは、令和 6 年 5 月 1 日現在の各校の児童生徒在籍数、住民基本台帳における小学校入学予定幼児数、そして、中学校進学見込数をもとに児童生徒数を推計し、そこから学級数を推計した（学級数については、令和 6 年度の学級数である小学校 1、2 年生の 3 0 人、他の学年の 3 5 人で算出した。）。

＊令和 1 7 年度以降は、令和 7 年度から令和 1 2 年度までの児童生徒数の予測や、社人研の推計を基に児童生徒数を推計し、そこから学級数を推計した（学級数については、令和 7 年度から令和 1 2 年度までの児童生徒あたり学級数の平均値を小学校、中学校ごとに算出し、児童生徒数の予測からそれぞれ割り返して算出した。）。

Ⅲ 適正規模・適正配置の基本的な考え方

1 適正規模の基本的な考え方及び適正規模の基準

本市の目指す「県都前橋 教育のまち」の実現、即ち本市の小中学校で学ぶ全ての児童生徒に基礎・基本となる学力を身に付けさせるとともに、「生きる力を育む」教育を実現する教育環境の整備に向け、答申を尊重しつつ、本市における学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方及び基準を以下のとおり定めるものとする。

（1）適正規模についての基本的な考え方

- ①児童生徒間及び児童生徒と教員間において多様な人間関係を育む中で集団のルールを学び、社会性を高めるとともに、自らの個性や能力を伸長させることが期待できる学校規模であること。
- ②学級の編制替えにより、児童生徒間の人間関係の固定化を防ぐことができるとともに、児童生徒の活力の増進と学校の活性化を図ることが期待できる学校規模であること。
- ③総合的な学習の時間の充実、教科担任制、少人数指導等、多様な教育活動が展開できる学校規模であること。
- ④一定の教員数の確保により、教員が児童生徒と向き合う時間が増えるとともに、学校の運営組織の効果的な編成が期待できる学校規模であること。
- ⑤一定の児童生徒数を維持することにより、児童生徒が自らの希望選択で活動に取り組むクラブ活動や部活動等の活性化を促すことが期待できる学校規模であること。
- ⑥休み時間や各種活動等を実施する際に、安全で十分な活動場所が確保できる学校規模であること。
- ⑦適正な学校規模が確保できない場合には、異年齢活動、協働学習の充実や少人数であることを生かした教育活動など、そのメリットを最大化するとともに、ICTの効果的な活用や教員体制の整備など、デメリットを最小化する手立てを講じること。

（2）前橋市における小中学校の適正規模の基準

上記のような基本的な考え方を踏まえ、本市における学校の適正規模の基準を次のとおりとする。なお、適正規模からは外れるが、児童生徒数の推移を特に注視していく学校を準適正規模として規定する。

小学校

適正規模 1 学年平均 2 学級を下限とする 1 2 学級から 1 8 学級

準適正規模 9 学級から 1 1 学級、1 9 学級から 2 1 学級

中学校

適正規模 1 学年平均 4 学級を下限とする 1 2 学級から 1 8 学級

準適正規模 9 学級から 1 1 学級

○小学校の適正規模

多様な人間関係を築くことができ、クラス替えが可能である、1 学年平均 2 学級を下限とする 1 2 学級から 1 8 学級とする。

○小学校の準適正規模

- ・ 半分の学年でクラス替えが可能な 9 学級を下限とし、9 学級から 1 1 学級とする。
- ・ 施設利用や安全確保の面から、2 1 学級を上限とし、1 9 学級から 2 1 学級とする。

○中学校の適正規模

多様な人間関係を築くことができ、クラス替えが可能である、1 学年平均 4 学級を下限とする 1 2 学級から 1 8 学級とする。

○中学校の準適正規模

全学年でクラス替えができ、同学年での複数教員配置や、免許外指導の解消が可能な 9 学級を下限とし、9 学級から 1 1 学級とする。

なお、学校教育法施行規則第 4 1 条では『小学校の学級数は、1 2 学級以上 1 8 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない』と示されており、この規定は、中学校においても同規則 7 9 条により準用されるということも、適正規模の基準を規定するうえで参考にした。

* 特別支援学級は、学校規模にかかわらず特別に支援を要する児童生徒のために設置されるべきものであり、適正規模の検討対象の学級数には含めない。

* 学級数は、ニューノーマル G U N M A C L A S S P J により、小学校 1、2 年生は 3 0 人学級で算出し、他の学年は 3 5 人学級で算出する。

2 適正配置の基本的な考え方

児童生徒のよりよい教育環境を整備するために、適正規模の小中学校を実現するには、通学区域の変更が必要になる場合がある。そのため、児童生徒の通学距離、通学路の安全等を考慮しながら、学校を地域に適切に配置することを適正配置の基本的な考え方とする。

また、学校の統合にあたっては、地域の実情を踏まえて、通学可能かどうかを慎重に取り扱うこととし、通学距離が従前より大幅に伸びる場合には、スクールバス等の多様な交通手段の導入を検討することとする。

IV 適正規模・適正配置の検討対象校及び推進の方策

1 適正規模・適正配置の検討対象校

令和6年度及び令和12年度の前橋市立小学校の規模別学校数は別表1、前橋市立中学校の規模別学校数は別表2のとおりである。本基本方針では、小中学校の適正規模又は準適正規模の基準を下回る学校を小規模校、適正規模又は準適正規模の基準を上回る学校を大規模校とし、小規模校や大規模校になってから3年間が経過し、今後の推計値でも適正規模又は準適正規模への回復が見込めない学校を検討に取り組む対象校とする。

なお、適正配置の基本的な考え方にに基づき、適正規模校又は準適正規模校であっても、小規模校や大規模校の解消のために、通学区域の見直しや学校の統合に関係する場合は検討の対象校とする。

ただし、令和7年度時点で小規模校や大規模校になってから3年以上が経過し、今後の推計値でも適正規模又は準適正規模への回復が見込めない学校については、令和8年度から検討に取り組む対象校とする。

また、検討に当たっては、対象校の保護者や地域との話し合いの中で、地域の実情に合わせて進めることとする。

(別表1) 前橋市立小学校の規模別学校数 (みやま分校除く、通常学級のみ)

区分 規模	小学校	
	令和6年度	令和12年度
8学級以下(小規模校)	12校	18校
9～11学級(準適正規模校)	4校	8校
12～18学級(適正規模校)	28校	20校
19～21学級(準適正規模校)	2校	0校
22学級以上(大規模校)	1校	1校

(別表2) 前橋市立中学校の規模別学校数 (みやま分校除く、通常学級のみ)

区分 規模	中学校	
	令和6年度	令和12年度
8学級以下(小規模校)	3校	4校
9～11学級(準適正規模校)	7校	7校
12～18学級(適正規模校)	10校	9校
19学級以上(大規模校)	0校	0校

* 令和6年5月1日現在の各校の児童生徒在籍数により作成、令和12年度は推計値

2 適正規模・適正配置推進の方策

適正規模・適正配置の推進は、「通学区域の見直し」と、「学校の統合」という2つの方策を各学校、地域の実態に応じて適切に取り入れつつ、行うこととする。

(1) 通学区域の見直し

通学区域の見直しにあたっては、通学路の安全、通学距離及び隣接校の児童生徒数、学校と地域とのこれまでの関係などに配慮する。また、通学区域を見直す際には、保護者や地域に対し、その意義と内容を説明し、理解を深める場を設定する。なお、事例によっては、段階的に通学区域の変更を進めることとする。

さらに、小中学校の連携を図り、義務教育である9年間を見通したカリキュラムを編成しやすくするため、可能な限り同一の小学校から同一の中学校への通学ができる小中学校の配置を考えることとする。この考え方は次の「学校の統合」についても同様とする。

なお、児童生徒の通学距離に配慮し、統合の対象とならない隣接校を含めた通学区域の見直しについても、地域住民との協議のもとに検討することとする。

(2) 学校の統合

統合の趣旨、実施方法等について、以下の①、②を基本的な考えとし、具体例を示しつつ、対象校の保護者や地域に対し説明する場を設定し、理解を得て統合に取り組むこととする。

①新設校としての設置

「学校の統合」は、対象となる学校の規模（学級数や児童生徒数等）及び創立時からの経過年数にかかわらず、対等な関係の統合とする。統合の組み合わせ、学校の位置、学校施設の状況等により、適正規模又は準適正規模の基準を維持している学校も統合の対象校とする。

また、以下のいずれかに該当する場合には、義務教育学校への移行も協議事項として検討を行う場合がある。

- ・小規模の小学校同士が隣接しており、進学先の中学校には、隣接する小学校以外からの進学がなく、いずれかの学校の敷地及び施設において必要な教育環境を確保できる場合
- ・小規模の小学校と小規模の中学校が隣接しており、その校区が同一であり、いずれかの学校の敷地及び施設において必要な教育環境を確保できる場合

②設置場所

新設校は、原則として統合対象校のいずれかの校地と既存の校舎を使用する。使用校舎は、校地面積、建築年数、施設の状況や教室数、位置、周辺環境、児童生徒の通学距離などを勘案し決定する。また、新設校については、教育環境の充実を図ることとする。

V 適正規模・適正配置に伴う教育環境の整備

学校の適正規模・適正配置を推進する際には、子どもたちにとってよりよい教育環境を整えるという考え方の下、次の条件整備を行うものとする。

1 通学路の安全確保

- (1) 適正規模・適正配置化に伴い、通学路が変更になる場合は、安全な通学路を検討し、設定する。その際には、児童生徒の安全が確保できるよう、道路の改善等を関係機関に要望していく。
- (2) 新たな通学路を検討する際には、通学距離や地域の状況によって、登下校の安全性が高いスクールバスの使用を含めて、通学の安全確保を図る。

2 学校の施設設備の整備

適正規模・適正配置の実施の際は、その効果がより高まるように、また学級数及び児童生徒数の増加に対応できるように、施設・設備面の改善及び教材教具等の充実を図る。

3 児童生徒にとっての環境変化への対応

学校統合により学校規模が拡大することに伴い、児童生徒の学習環境や生活環境、教員との関係等が大きく変化し、新たな生活に戸惑いが生じることへの配慮が必要となる。該当校への教員配置の配慮を行うとともに、必要な支援を受けられる体制を整備する。

VI 学校の統合による跡地・施設利用の基本的な考え方

統合後の跡地、施設利用については、地元の要望等も踏まえ、全市的な行政施策との調整を図りながら検討する。

VII 適正規模・適正配置の手順

1 小規模校の適正規模・適正配置

「通学区域の見直し」及び「学校の統合」による小規模校の適正規模・適正配置は、各学校と学校を取り巻く地域の状況に応じて、次のように検討を推進する。

- (1) 小規模校を含む複数の学校が集中する場合においては、地域の枠組みを考慮し、「通学区域の見直し」と「学校の統合」を組み合わせ、適正規模・適正配置を実現する。

(2) 小規模校と他校が隣接している場合においては、学校の立地条件により、それぞれ次の方法により適正規模・適正配置を検討する。

①隣接した学校が小規模校の場合は、統合による適正規模・適正配置を検討する。

②隣接した学校が適正規模校である場合には、「通学区域の見直し」と「学校の統合」の二つの方策のうち、適切な方法により、適正規模・適正配置を検討する。

(3) 小規模校が点在して存在している場合においては、通学区域の見直しや登下校の安全に効果的なスクールバスの導入を含め、通学手段の確保による統合等により適正規模・適正配置を検討する。

(4) 小規模校であるものの、通学距離の問題や、地域コミュニティの存続、充実の観点等から、小規模校のまま存続させることが必要であると考えられる場合においては、小規模校のメリットを最大化したり、デメリットを緩和したりする方策を検討する。

2 大規模校の適正規模・適正配置

隣接する学校との「通学区域の見直し」により、適正規模・適正配置を検討することを基本とする。

3 「適正規模地区委員会」及び「適正規模合同地区委員会」の設置

適正規模・適正配置を進める際には、対象校に「学校の適正規模を考える地区委員会」（以下、「適正規模地区委員会」という）を設置する。

「適正規模地区委員会」は、児童生徒の現在及び将来を見通し、該当校の適正規模化について責任を持った討議を進める。そして、その結果を「〇〇校の今後の在り方について」として市教委に報告する。

さらに、互いに対象校となっている学校の「適正規模地区委員会」で「通学区域の見直し」、「学校の統合」が同一の方向で合意された場合は、対象校同士の「当該地域の適正規模を考える合同地区委員会」（以下、「適正規模合同地区委員会」という）を設置する。

「適正規模合同地区委員会」は、複数校の合意を検討し、その結果を「当該地区の今後の在り方について」として市教委に報告する。

市教委及び校長は、次のような手順で適正規模地区委員会設立の調整及び支援を行う。

①市教委から対象校の校長へ「適正規模地区委員会」設立の通知を送付する。

②校長は、PTA会長や地元自治会長等と協議し、構成員の選定を行う。

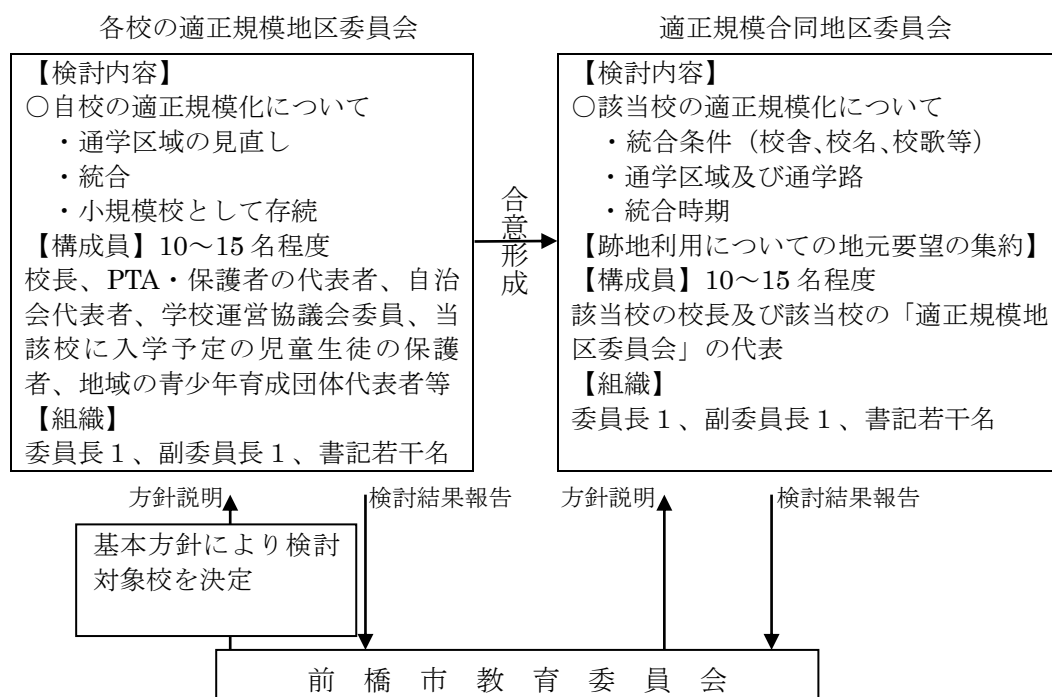
③市教委は、構成員へ第1回「適正規模地区委員会」開催の通知を送付する。

④第1回「適正規模地区委員会」により、委員長等の組織を決定する。

なお、「適正規模合同地区委員会」の設立については、市教委及び各校長、各校の適正規模地区委員会の役員が連絡調整を行うこととする。

また、市教委及び校長は、会議が開催される際には同席し、市教委は、基本方針等の説明を行うとともに、課題解決のための具体策についても説明し、各委員に十分な理解を深めてもらうこととする。そのため、市教委内に事務局を置く。

「適正規模地区委員会」「適正規模合同地区委員会」及び市教委との関連は、次の図のとおりである。



- ・ 校長は各委員会の構成員とする。
- ・ 事務局は前橋市教育委員会内に置く。

VIII 結びに

今回、市教委として、前橋市立小中学校をとりまく現状及び将来的な見通しを踏まえ、基本方針を改訂することとした。

本方針の推進にあたっては、保護者の方々、地域の方々にその意義について十分なお理解をいただくことが不可欠である。本市の児童生徒の直面している課題、そして高い可能性を秘めた児童生徒の将来の「幸せな生活」に向けて、私たち大人は、どのような考えの下に、どのような教育環境を提供すべきなのか、また、どのような支援を行うべきなのかをしっかりと見定めることが大切と考える。

関係者の皆様には、よりよい教育環境が整備されることで心身ともに健やかな児童生徒の育成が図れるよう、本基本方針を細部にわたり協議いただくとともに、今後も本市の学校教育の充実に向けて積極的な支援を賜るよう、お願いするものである。